



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年7月10日火曜日 第2384号

◇ 目次 ◇

| | |
|-------------------------|-----|
| 医師の指定..... | 621 |
| 指定自立支援医療機関の指定..... | 622 |
| 土地改良区役員の就退任の届出（3件）..... | 622 |
| 建設業者の許可の取消し..... | 623 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| 道路の供用開始（県道落合久万線）..... | 623 |
| 公 告 | |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... | 623 |
| 雑 報 | |
| 平成24年度行政書士試験の実施について..... | 624 |

告 示

○愛媛県告示第892号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成24年7月10日

愛媛県知事 中村時広

| 診断する身体障害の種類 | 診療科名 | 病院又は診療所の名称 | 医師氏名 | 同左所在地 | 指定年月日 |
|-------------------------------------|---------|-------------------|---------|-------------------|-----------|
| 聴覚・平衡・音声、言語・そしやく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 西条中央病院 | 宋 碩 柱 | 西条市朔日市804番地 | 平成24年7月1日 |
| 肢 体 不 自 由 | 脳神経外科 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 重 川 誠 二 | 東温市志津川 | 平成24年7月1日 |
| 肢 体 不 自 由 | 老年・神経内科 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 越 智 雅 之 | 東温市志津川 | 平成24年7月1日 |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能障害 | 外 科 | 愛南町国保一本松病院 | 加 洲 保 明 | 南宇和郡愛南町一本松5056番地2 | 平成24年7月1日 |
| 肢体不自由・呼吸器機能障害 | 小 児 科 | 愛媛県立今治病院 | 渡 部 承 平 | 今治市石井町4丁目5番5号 | 平成24年7月1日 |
| 呼 吸 器 機 能 障 害 | 小 児 科 | 愛媛県立今治病院 | 村 上 至 孝 | 今治市石井町4丁目5番5号 | 平成24年7月1日 |
| ぼうこう又は直腸・肝臓機能障害 | 外 科 | 愛媛県立今治病院 | 大 谷 広 美 | 今治市石井町4丁目5番5号 | 平成24年7月1日 |
| ぼうこう又は直腸・小腸機能障害 | 外 科 | 愛媛県立今治病院 | 椿 雅 光 | 今治市石井町4丁目5番5号 | 平成24年7月1日 |
| ぼうこう又は直腸・小腸機能障害 | 外 科 | 愛媛県立今治病院 | 松 田 良 一 | 今治市石井町4丁目5番5号 | 平成24年7月1日 |
| 肝 臓 機 能 障 害 | 内 科 | 西予市立野村病院 | 川 本 龍 一 | 西予市野村町野村9号53番地 | 平成24年7月1日 |
| 肝 臓 機 能 障 害 | 内 科 | 西予市立野村病院 | 大 塚 伸 之 | 西予市野村町野村9号53番地 | 平成24年7月1日 |
| 肝 臓 機 能 障 害 | 内 科 | 西予市立野村病院 | 楠 木 智 | 西予市野村町野村9号53番地 | 平成24年7月1日 |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害 | 内 科 | 西予市立野村病院 | 寺 野 友 美 | 西予市野村町野村9号53番地 | 平成24年7月1日 |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害 | 内 科 | 西予市立野村病院 | 笠 井 誉 久 | 西予市野村町野村9号53番地 | 平成24年7月1日 |
| 肝 臓 機 能 障 害 | 整形外科、内科 | 西予市立野村病院 | 中 島 光 晴 | 西予市野村町野村9号53番地 | 平成24年7月1日 |
| 肢 体 不 自 由 | 整 形 外 科 | 財団法人積善会附属十全総合病院 | 平 塚 圭 介 | 新居浜市北新町1番5号 | 平成24年7月1日 |
| 聴覚・平衡・音声、言語・そしやく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 藤 原 崇 志 | 東温市志津川 | 平成24年7月1日 |

| | | | | | |
|-------------------|---------|-------------------|---------|-------------------|-----------|
| ぼうこう又は直腸機能障害 | 消化器腫瘍外科 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 大 木 悠 輔 | 東温市志津川 | 平成24年7月1日 |
| 視 覚 障 害 | 眼 科 | よ り い 眼 科 | 寄 井 秀 樹 | 今治市小泉4丁目11番9号 | 平成24年7月1日 |
| 肢体不自由・じん臓・呼吸器機能障害 | 内 科 | 医療法人康仁会西岡病院 | 田 中 淳太郎 | 四国中央市三島金子2丁目7番22号 | 平成24年7月1日 |

○愛媛県告示第893号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成24年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 名 称 | 所 在 地 | 開設者の氏名又は名称 | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|--------|---------------|--------------|---------------|-----------|
| まつだ薬局 | 今治市小泉4丁目11-11 | 松田ファーマシー株式会社 | 薬局（育成医療・更生医療） | 平成24年7月1日 |
| ていーだ薬局 | 今治市宮下町1丁目1番9号 | 有限会社健美 | 薬局（育成医療・更生医療） | 平成24年7月1日 |

○愛媛県告示第894号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町第四土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年7月10日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|------------------|
| 理 事 | 十 亀 義 雄 | 西条市小松町新屋敷甲755番地 |
| " | 塩 出 喜久馬 | 西条市小松町新屋敷甲690番地 |
| " | 原 田 主 税 | 西条市小松町新屋敷甲31番地第2 |
| " | 一 色 廣 幸 | 西条市小松町新屋敷甲108番地2 |
| " | 野 嶋 克 哉 | 西条市小松町新屋敷甲459番地 |
| " | 桑 原 好 男 | 西条市小松町新屋敷甲567番地3 |
| " | 平 井 数 馬 | 西条市小松町新屋敷甲626番地1 |
| " | 三 原 正 行 | 西条市小松町新屋敷甲342番地2 |
| " | 高 橋 宏 幸 | 西条市氷見乙1480番地 |
| " | 木 原 英 則 | 西条市今在家88番地 |
| " | 越 智 光 政 | 西条市今在家42番地 |
| 監 事 | 村 上 昭 義 | 西条市小松町新屋敷甲57番地 |
| " | 安 藤 英 利 | 西条市氷見丙982番地10 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|------------------|
| 理 事 | 十 亀 義 雄 | 西条市小松町新屋敷甲755番地 |
| " | 塩 出 喜久馬 | 西条市小松町新屋敷甲690番地 |
| " | 原 田 主 税 | 西条市小松町新屋敷甲31番地第2 |
| " | 野 嶋 克 哉 | 西条市小松町新屋敷甲459番地 |
| " | 村 上 昭 義 | 西条市小松町新屋敷甲57番地 |
| " | 三 原 正 行 | 西条市小松町新屋敷甲342番地2 |
| " | 桑 原 好 男 | 西条市小松町新屋敷甲567番地3 |
| " | 平 井 数 馬 | 西条市小松町新屋敷甲626番地1 |
| " | 久 米 泰 | 西条市広江291番地 |

| | | |
|-----|---------|------------------|
| " | 今 井 毅 | 西条市玉之江329番地 |
| " | 安 藤 英 利 | 西条市氷見丙982番地10 |
| 監 事 | 一 色 廣 幸 | 西条市小松町新屋敷甲108番地2 |
| " | 高 橋 宏 幸 | 西条市氷見乙1480番地 |

○愛媛県告示第895号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市立待堰土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年7月10日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事 | 永 木 隆 三 | 松山市土居町741番地4 |
| " | 戒 能 明 久 | 松山市今在家三丁目4番28号 |
| " | 戒 能 志 俊 | 松山市今在家三丁目8番29号 |
| " | 宇都宮 耕 一 | 松山市北土居二丁目27番22号 |
| " | 八 束 鹿 義 | 松山市北土居四丁目27番27号 |
| " | 河 本 一 世 | 松山市北井門四丁目27番33号 |
| " | 村 上 弘 彦 | 松山市越智二丁目2番20号 |
| " | 平 岡 忠 康 | 松山市星岡四丁目27番3号 |
| " | 清 水 潔 | 松山市東石井六丁目15番2号 |
| 監 事 | 大 原 克 臣 | 松山市星岡四丁目19番25号 |
| " | 丹 下 理 彦 | 松山市北土居四丁目10番34号 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事 | 岡 田 巖一郎 | 松山市土居町1097番地 |
| " | 戒 能 明 久 | 松山市今在家三丁目4番28号 |
| " | 八 束 鹿 義 | 松山市北土居四丁目27番27号 |
| " | 奥 村 文 男 | 松山市北井門二丁目9番5号 |
| " | 大 西 征左右 | 松山市東石井六丁目1番5号 |

| | | |
|----|--------|-----------------|
| " | 平岡 忠康 | 松山市星岡四丁目27番3号 |
| " | 戒能 志俊 | 松山市今在家三丁目8番29号 |
| " | 済川 博俊 | 松山市北土居一丁目2番8号 |
| " | 清水 潔 | 松山市東石井六丁目15番2号 |
| 監事 | 大原 静夫 | 松山市星岡四丁目25番23号 |
| " | 宇都宮 耕一 | 松山市北土居二丁目27番22号 |

北条市北条土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年 7月10日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

退任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|------------|
| 理事 | 樽井 久男 | 松山市北条955番地 |

○愛媛県告示第896号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

○愛媛県告示第897号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 7月10日

愛媛県知事 中村 時広

| 許可番号 | 許可年月日 | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 取消年月日 | 取り消した建設業の種類 | 取消の原因となった事実 |
|---------------|-------------|-----------|-------|-------------------|------------|----------------------------|--------------|
| (般-19)第1030号 | 平成19年6月27日 | 町建 | 町田 正司 | 伊予郡松前町大字鶴吉590-1-1 | 平成24年6月4日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-23)第16000号 | 平成23年8月24日 | 井谷建設 | 井谷 正雄 | 伊予市下吾川840-4 | 平成24年6月11日 | 大工工事業 | 建設業の廃止(法人成り) |
| (般-22)第9971号 | 平成22年11月10日 | (有)河野鉄筋鋼業 | 河野 久寿 | 松山市津吉町626-2 | 平成24年6月11日 | 鉄筋工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-19)第8450号 | 平成19年9月27日 | (株)大日興産 | 菅 哲彦 | 松山市東石井6-5-3 | 平成24年6月13日 | 土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-19)第13740号 | 平成19年6月26日 | オグラ型枠(有) | 小倉 光彦 | 松山市津吉町511-11 | 平成24年6月21日 | 土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-22)第16780号 | 平成22年11月30日 | (有)成和土木 | 中村 義人 | 松山市会津町3-1 | 平成24年6月26日 | 土木工事業 ほ装工事業 | 建設業の廃止 |

○愛媛県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 7月10日

愛媛県知事 中村 時広

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|--|-------------|
| 県道 | 落合久万線 | 上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地118番7から 同町同字3番耕地47番8地先まで | 平成24年 7月10日 |

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月10日

愛媛県知事 中村 時広

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|-------------|------------------------|--------|----------------|---|
| 平成24年 6月26日 | 特定非営利活動法人 グループホーム風花 | 森 一 哉 | 松山市来住町1458番地 4 | この法人は、高齢者に対し、地域の皆様の活力・能力を生かした多様な支援活動を展開するとともに、少子高齢化・核家族化社会を背景とした老人の認知症に関する様々な課題の解決に向け |

て現状の調査研究を行うほか、保健・福祉・医療・社会教育・人権等様々な分野で活動している個人や団体とのネットワーク化を図ることに より、高齢者が安心して暮らせる環境及び地域社会の実現に寄与することを目的とする。

雑 報

○公 告

平成24年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成24年 7月10日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

1 試験期日

平成24年11月11日（日）午後1時から午後4時まで

2 愛媛県における試験場所

松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

| 試験科目 | 内 容 等 |
|--|---|
| 行政書士の業務に 関し必要な法令等 (出題数 46題) | 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成24年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。 |
| 行政書士の業務に 関連する一般知識 等 (出題数 14題) | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解 |

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成24年 8月6日（月）から 9月7日（金）まで

イ 受付場所

（財）行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください（あて先は印刷されています。）。9月7日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式（配布場所についてはオを御覧ください。）

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成24年 8月6日（月）から 8月31日（金）まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください（8月31日必着のこと。）。

名称 （財）行政書士試験研究センター

住所 〒100-8779 郵便事業（株）銀座支店留

(イ) 窓口配布

a 配布期間

平成24年 8月6日（月）から 9月7日（金）まで

b 配布場所

別表に掲げる場所

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

（財）行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着時等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、ホームページに掲載します。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（7,000円）の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとなります。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA・Master・UC

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成24年 8月6日（月）午前9時から 9月4日（火）午後5時まで

この出願システムは、9月4日（火）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日（9月4日）は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先（問い合わせ先）

（財）行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方で試験中の特例措置（車椅子の使用、点字受験など）を希望される方は、申請の手続が必要となります。受験申込みをする前に必ず（財）行政書士試験研究センターへご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成25年 1月28日（月）午前 9 時

(2) 方法

（財）行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者全員に可否通知書を郵送します。また、（財）行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載します。

別表（4 関係） 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

| 配布場所 | 所在地 | 配布時間 |
|--------------------|---------------------------|-------------------------|
| 愛媛県総務部管理局私学文書課 | 松山市一番町 4 - 4 - 2 | 午前 8 時 30分から |
| 愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課 | 西条市喜多川 796 - 1 | 午後 5 時 15分まで |
| 愛媛県東予地方局今治支局総務県民室 | 今治市旭町 1 - 4 - 9 | |
| 愛媛県中予地方局総務企画部総務県民課 | 松山市北持田町 132 | |
| 愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室 | 八幡浜市北浜 1 - 3 - 37 | |
| 愛媛県南予地方局総務企画部総務県民課 | 宇和島市天神町 7 - 1 | |
| 愛媛県行政書士会 | 松山市錦町 98 - 1 愛媛県行政書士会館 | 午前 9 時 から午後 5 時まで |

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。